

平成30年3月

伊那市議会定例会 議員提出議案書

平成30年3月19日

平成30年3月伊那市議会定例会議員提出議案目次

議員提出議案第1号	主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書について……………4
議員提出議案第2号	白鳥市長に対する問責決議について……………6

議員提出議案第1号

主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣及び関係機関に対し、主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

平成30年3月19日提出

伊那市議会議員 唐 澤 稔

〃 丸 山 徹一郎

〃 野 口 輝 雄

〃 飯 島 進

〃 前 澤 啓 子

〃 伊 藤 泰 雄

(提案理由)

口頭にて説明

主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を
保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書

昨年4月14日、主要農作物種子法（以下、「種子法」という。）廃止法案が可決成立し、本年4月1日より種子法は廃止となります。これによって、1952年より日本の農業と国民の食生活を支えてきた米、麦、大豆という主要農作物の種子を100%国産でまかなうことを維持してきた法的根拠と、その財源が失われることとなります。とりわけ基幹作物としての米は、種子価格の高騰に加え、優良品種の維持や開発の衰退、品種の多様性の喪失など深刻な影響を受けることが懸念されます。

さらに、昨年5月12日に成立した農業競争力強化支援法においては、育苗の生産に関する知見を民間事業者に積極的に提供すること、さらに銘柄の集約の取組みを促進することも定められています。

これらが相まって、中小農家の撤退、大規模経営への集約が進むこと、大手資本参入による品種の淘汰、独占が起こることが危惧されます。長期的には、世界の種子市場を独占する遺伝子組み換え企業が日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されています。伊那谷の農業・農家、そして消費者にとっても、これは重大な問題です。

種子法廃止にあたり、参議院では附帯決議として、「都道府県での財源確保」、「種子の国外流出禁止」、「種子独占の弊害の防止」などが求められています。

以上のことから、食糧主権と食の安全を守り、公共財としての多様な日本の種子を保全するために、新たな法整備と積極的な施策を行うよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成30年3月19日

伊 那 市 議 会

議員提出議案第2号

白鳥市長に対する問責決議について

白鳥市長に対する問責決議を、別紙のとおり提出する。

平成30年3月19日提出

伊那市議会議員 前 澤 啓 子

〃 飯 島 光 豊

〃 柳 川 広 美

(提案理由)

口頭にて説明

白鳥市長に対する問責決議

平成28年12月定例会の市議会議事録（以下「本件議事録」という）における、八木沢真議員の一般質問のやりとりにおいて、

「（前略）平成23年3月なんですけれど、伊那市として市の顧問弁護士にどうすれば塩見小屋の管理人を追い出すことができるのか、そういう法的な相談をしていたということがありました。これは事実でしょうか。」

との質問（以下「本件質問」という）に対し白鳥市長は、「あるはずがありませんが、それはどこからそういう話になっているんですか。」

と、明確に相談の事実を否定しました。

しかしながら、この塩見小屋の事件に関しては、伊那市の「塩見小屋の件」と題する法律相談記録（以下「本件法律相談記録」という）が存在しており、そこには弁護士の見解として、

- 1 伊那市観光（株）と青山氏との間に、塩見小屋の業務管理契約があるが、年60万円の使用料を青山氏から受けている事から、業務委託契約であるとともに、借地借家法の適用を受ける契約であること（以下これを「本件契約」という）。
- 2 したがって本件契約を解除するには、正当な理由がなければならないこと。
- 3 そのうえで、この問題の解決策として下記3点が提案されています。
 - (1) 塩見小屋が耐震性がなく危険であるという事実が認定できること。
 - (2) 本件契約が借地借家法の適用がない契約、すなわち臨時職員として定年のある雇用契約であるとすれば、定年を迎えたときに契約が解除できること。
 - (3) 正当な理由なく建て替えをしたり、立ち退きを求めた場合には、裁判所の判断を仰いで、解決金を支払って和解する必要があること。

この三つの提案内容から、市側の相談の趣旨が、本件契約の解除指南であったことは明らかであります。

また前項の法律相談を受けた、長谷川弁護士から白鳥市長に宛てた3月16日付「塩見小屋の件」と題する回答文書（以下「本件回答文書」という）が存在し、それによれば「本件法律相談記録」と同趣旨の内容が記載されており、この文書からも市の相談内容が本件契約の解除の仕方であったことが明らかであります。

本件法律相談記録は、関与した部課長の決済をへて、市長に提出報告される公文書であり、当然市長はこれを知りうる立場にあり、否定することはできません。

また、長谷川弁護士の本件回答文書の宛先は、白鳥市長であることから、同文書を見ていないとは到底言えません。

よって、白鳥市長が八木択真議員の本件質問に対し、「あるはずがない」と答弁した事は、明白な虚偽答弁に当たります。

議会での議論は、すべての発言が真実であることを前提に成り立っています。もし発言に虚偽があれば、議会での議論は成り立ちません。また討論での虚偽発言・虚偽答弁を議会が認めるようなことがあれば、議会はその存在意義を失います。

よって白鳥市長の虚偽答弁を認めるか否かは、議会の存在意義に係る重大事項であります。

また市は「追い出す」との言葉を使っていないとの議論がありますが、「追い出す」の中身は「本件契約の解除」であり、これをもって虚偽答弁を正当化することはできません。

よって、伊那市議会は、白鳥市長の議会答弁における道義的責任を強く問うものであります。

以上、決議します。

平成30年3月19日

伊 那 市 議 会